

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、そ
の翌日)

三 事業施行期間
昭和五十二年三月一日から昭和五十八年三月三十日まで
事業地

収用の部分

倉吉市清谷字興三治、字下前河原、字大石橋、字北田平及び字西ノ谷山、福庭字土井ノ内、字原ノ前、字天神前、字清水、字有田、字八ヶ坪、字穴田、字下莊子田、字北田、字外河原、字前河原、字小在所、字出澗、字楨ノ木谷、字伏山谷、字坂根平、字澤及び字坂根、天神町字モゲ川下ノ段、字切レ口、字上河原、字外下河原、字モゲ川及び字沖河原、倉吉市海田南町字上河原、海田西町字下莊子田、字上莊子田、字芝場、字柳原、字大所、字上河原及び字唐樋、倉吉市海田東町字柳原、字外薬師、字荒神、字大所、字澤、字双來、字山ノ下、字坂根及び字坂根平、大平町字双來、字澤、字山ノ鼻及び字宮ノ谷、上井字外下河原、字唐樋、字米出場、字橋ノ下、字柳原、字内中島、字土手藪、字樋ノ戸、字古川、字茶屋後口、字土手根、字新土手、字大塚田、字昆沙田、字源平田、字地堂、字下河原、字小河原、字五反田、字長泓、字宮ノ前、字木ノ下、字狭間、字板橋、字切レ口、字落段、字外中島、字宮ヶ坪、字小泓、字山田及び字鞆塚、字上井町一丁目、字上井町二丁目、山根字内河原、字一本木、字鍛冶田、字下鴨田、字中鴨田、字上鴨田、字早見田、字上大日、字下大日、字三通田、字堂ノ前、字堀町田、字喜助谷、字大平及び字イツナシ、伊木字土手根、字大田、字武ノ首、字砂田、字中新田、字下河原、字中河原、字上河原、八屋字下河原、字土手根及び字石田並びに巖城字上日之宮沖

◆告示 都市計画事業の認可

目次

告示

鳥取県告示第百四十八号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次とおり告示する。

昭和五十二年三月一日

鳥取県知事 平林鴻三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

使用の部分

該当なし

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

〔定価一部一箇月八百円(送料を含む。)〕